

検査又は調査の結果(令和3年度)

北海道産業保安監督部

検査等年月日	鉱山名	鉱種	操業状態	検査等内容	結果	措置内容
令和3年5月25日～27日	釧路炭鉱	石炭	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映されるような体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているかについて立入検査を行った。	適	
令和3年6月24日	千歳鉱山	金・銀	休止	鉱山保安法第47条第1項に基づき、集積場等の管理状況について及び金属鉱業等鉱害対策特別措置法第36条第1項に基づき、鉱害防止事業計画の内容の確認について立入検査を実施した。	適	
令和3年6月28日	鴻之舞鉱山	金・銀	廃止	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの排水が基準に適合しているか及び集積場等の管理状況について立入検査を実施した。	適	
令和3年6月28日～29日	新曙鉱山	金、銀	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映されるような体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	①現況調査結果の記録の不備について指導した。 ②保安規程に基づく記録の不備について指導した。
令和3年6月29日	イトムカ鉱山	水銀	休止	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの排水が基準に適合しているか及び集積場等の管理状況について立入検査を実施した。	適	
令和3年6月29日～30日	訓子府鉱山	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映されるような体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	①チェーンブロックのフックの外れ止めの欠落、ワイヤーの素線切れの改善を指導した。 ②保安教育の記録の不備について指導した。
令和3年7月6日～7日	下川鉱山	銅	休止	金属鉱業等鉱害対策特別措置法第36条第1項に基づき、2月18日に発生した排水基準に適合しない廃水の排出事故に対する再発防止対策の実施状況、及び鉱害防止事業の実施状況の確認について立入検査を実施した。	適	
令和3年7月13日～15日	釧路炭鉱	石炭	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映されるような体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているかについて立入検査を行った。	適	
令和3年7月20日	上国鉱山	マンガン	休止	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの排水が基準に適合しているか及び集積場等の管理状況について立入検査を実施した。	適	
令和3年7月20日～21日	東鹿越鉱山	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映されるような体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	保安規程に基づく記録の不備について指導した。
令和3年7月26日～29日	天北西方沖鉱山	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映されるような体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているかについて立入検査を行った。	適	
令和3年7月28日	大江鉱山	マンガン	休止	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの排水が基準に適合しているか及び集積場等の管理状況について立入検査を実施した。	適	

検査等年月日	鉱山名	鉱種	操業状態	検査等内容	結果	措置内容
令和3年8月3日～4日	釧路阿寒 シェル鉱山	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映されるような体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	①現況調査結果の記録の不備について指導した。 ②保安計画の実施状況、評価及び改善について記録を指導した。 ③保安規程に基づく記録の不備について指導した。 ④保安教育の記録の不備について指導した。 ⑤保安規程に基づく巡視の不備について指導した。
令和3年9月1日～2日	義朗鉱山	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映されるような体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	①災害の拡大防止について指導した。 ②災害の再発防止について指導した。
令和3年9月14日～16日	雄武威鉱山	金、銀、 けい石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映されるような体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているかについて立入検査を行った。	不備	①保安教育の保安規程を遵守した実施を指導した。 ②保安規程の遵守について指導した。
令和3年9月14日～16日	新北隆鉱山	金、銀、 けい石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映されるような体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているかについて立入検査を行った。	不備	①保安規程に係る記録の不備について指導した。 ②保安教育の記録の不備について指導した。
令和3年9月14日～16日	釧路炭鉱	石炭	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映されるような体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているかについて立入検査を行った。	適	
令和3年9月21日～22日	新士別鉱山	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映されるような体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているかについて立入検査を行った。	適	
令和3年10月8日	国富鉱山	銅	廃止	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの排水が基準に適合しているか及び集積場等の管理状況について立入検査を実施した。	適	
令和3年10月12日～14日	中頓別富桑 鉱山	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映されるような体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	①鉱山道路の勾配の確認について指導した。 ②保安規程に基づく退避訓練等の実施と記録を指導した。
令和3年10月12日～14日	ノザワ富良 野鉱山	石綿	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映されるような体制となっているか並びに鉱山からの石綿粉じん及び鉱煙が基準に適合しているか及び集積場の管理状況について立入検査を実施した。	適	
令和3年10月13日	歌登安田 鉱山	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映されるような体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているかについて立入検査を行った。	適	

検査等年月日	鉱山名	鉱種	操業状態	検査等内容	結果	措置内容
令和3年10月26日～27日	ムコロベツ 鉱山	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映されるような体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	車両系鉱山機械の年次点検の記録について指導した。
令和3年10月28日～29日	三美炭鉱	石炭	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映されるような体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているかについて立入検査を行った。	適	
令和3年10月28日～29日	豊羽鉱山	金・銀・銅 鉛・亜鉛 硫化鉄	休止	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの排水が基準に適合しているか及び集積場等の管理状況について立入検査を実施した。	適	
令和3年11月8日	砂子炭鉱	石炭	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映されるような体制となっているか及び集積場等の管理状況について立入検査を実施した。	適	
令和3年11月9日	新旭炭鉱	石炭	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映されるような体制となっているか並びに集積場等の管理状況について立入検査を実施した。	適	
令和3年11月11日	釧路炭鉱	石炭	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映されるような体制となっているか並びに鉱山からの排水及び騒音、振動が基準に適合しているか及び集積場等の管理状況、粉じんの飛散防止状況について立入検査を実施した。	適	
令和3年11月16日～18日	釧路炭鉱	石炭	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映されるような体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているかについて立入検査を行った。	適	
令和3年11月16日～17日	鹿越鉱山	石灰石・ド ロマイト	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映されるような体制となっているか並びに鉱山からの排水が基準に適合しているか及び集積場の管理状況、粉じんの飛散防止状況について立入検査を実施した。	適	
令和3年11月17日～18日	東鹿越鉱山	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映されるような体制となっているか並びに鉱山からの排水が基準に適合しているか及び集積場の管理状況、粉じんの飛散防止状況について立入検査を実施した。	適	
令和3年11月22日	三美炭鉱	石炭	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映されるような体制となっているか及び集積場等の管理状況について立入検査を実施した。	適	
令和3年11月24日～25日	新旭炭鉱	石炭	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映されるような体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているかについて立入検査を行った。	適	

検査等年月日	鉱山名	鉱種	操業状態	検査等内容	結果	措置内容
令和3年11月24日～25日	下川鉱山	銅	休止	鉱山保安法第47条第1項に基づき、集積場等の管理状況について及び金属鉱業等鉱害対策特別措置法第36条第1項に基づき、鉱害防止事業計画の内容の確認について立入検査を実施した。	適	
令和3年12月2日	苫小牧東鉱山	石油・天然ガス	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映されるような体制となっているか及び鉱山からの排水が基準に適合しているかについて立入検査を実施した。	適	
令和3年12月6日～7日	空知新炭鉱	石炭	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映されるような体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているかについて立入検査を行った。	適	
令和3年12月8日～9日	巖朗鉱山	石灰石・ドロマイト・けい石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映されるような体制となっているか並びに集積場等の管理状況及び粉じんの飛散防止状況について立入検査を実施した。	適	
令和3年12月15日～16日	北菱美唄	石炭	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映されるような体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているかについて立入検査を行った。	適	
令和3年12月22日～23日	北見石灰鉱山	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、屋内作業場の作業環境が基準に適合しているかについて立入検査を行った。	適	
令和4年1月18日～20日	釧路炭鉱	石炭	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映されるような体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているかについて立入検査を行った。	適	
令和4年3月15日～17日	釧路炭鉱	石炭	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映されるような体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているかについて立入検査を行った。	適	

注1:操業状態の区分は、次のとおり。

稼行: 鉱業法に基づき鉱業が行われているもの。
 休止: 鉱業法に基づき事業休止認可を受けたもの。
 廃止: 鉱業法に基づき鉱業権が廃止されたもの。

注2: 結果の区分は、次のとおり。注1:操業状態の区分は、次のとおり。

不適: 鉱山保安法令に不適合等である事項が認められた検査等の結果。
 適: 「不適」以外の検査等の結果。